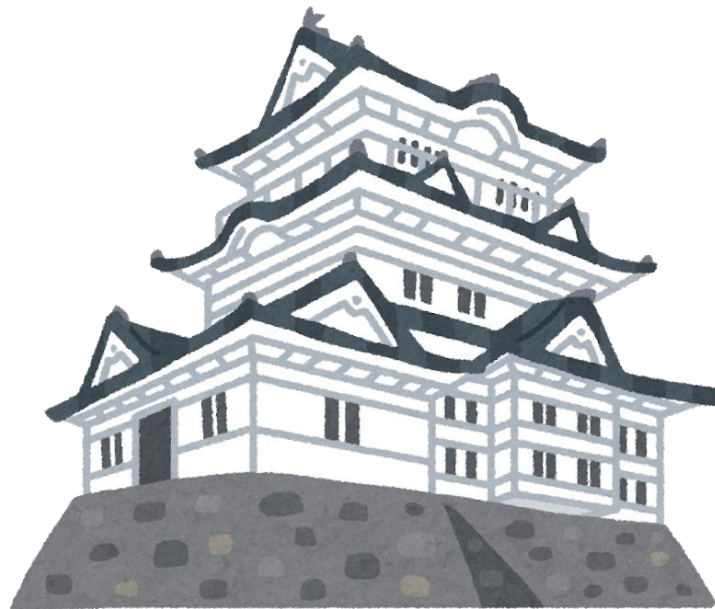


小田原市における不登校児童生徒が通う 民間施設等についてのガイドライン

令和7年9月



はじめに

令和6年10月31日に文部科学省の公表した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を参考に、本市でも「令和5年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について」の調査結果をまとめました。不登校児童生徒については小学校で163人（出現率1.95）、中学校で250人（出現率5.89）と全国や県と同様に増加傾向となっています。また、不登校児童生徒について把握した事実では「無気力や不安」が最も多く、次いで「生活リズムの乱れ」や「家庭環境」等が多くなっています。様々な要因が複雑に絡み合っていることが考えられ、原因の解明は難しくなっています。そのため、学校内外で連携した取組がより一層、必要となってきています。

本市では登校支援に係る事業として、教育支援センターの機能を有する教育相談指導学級（しろやま教室・マロニエ教室）の設置や不登校生徒訪問相談員の配置、教育相談員や心理相談員による教育相談、校内教育支援センター（校内支援室）の充実などに努めていますが、さらに不登校児童生徒や家庭にとって充実した支援が行えるように民間施設等（フリースクール等）との連携も重要と考えています。令和7年度以降は、登校支援関係機関連絡会等による連携を図るとともに、市・学校・保護者・フリースクール等がより円滑な連携を図れるよう、民間施設等に関するガイドラインを策定することにしました。

令和元年10月25日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校児童生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があること、それに伴い、民間施設等での支援を指導要録上の出席扱いと判断する際の要件について、新たな考え方が示されました。本冊子では、「民間施設に関するガイドライン」の中で、民間施設等における支援について、校長が指導要録上の出席扱いを判断する際に留意すべき点を示すとともに、不登校支援にあたっての学校や教育委員会の取組、出席扱いを判断するための望ましい流れ等を示しています。

参考資料として、不登校児童生徒を対象とした市の施設及び民間施設の一部を紹介しています。不登校児童生徒の支援にあたっては、個々の児童生徒の状況に応じて、社会的自立に向けた適切な居場所を提供することが重要です。本冊子を活用することで、教育委員会や学校と民間施設等との連携が一層図られ、不登校児童生徒への支援の充実が図られることを願っています。

最後になりましたが、本冊子の作成にあたり、ご意見をいただいた民間施設の方々をはじめ関係の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和7年9月 小田原市教育委員会

[目次]

1	小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン	3
2	民間施設等の利用における指導要録上の「出席扱い」について	5
3	民間施設等における学習活動の成果と評価について (民間施設等の学習活動を学校の成績に反映させる判断について)	6
4	利用状況及び活動報告書(例)	7
5	小田原市が設置する教育支援センター(小田原市教育相談指導学級)	8

(参考)

小田原市内の不登校児童生徒を対象とした民間施設の紹介

1 小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン

このガイドラインは、文部科学省の示す「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考に、不登校児童生徒に対する相談・支援を行う民間施設等において、不登校児童生徒が相談・支援を受ける際に、学校や保護者、民間施設等（フリースクール等）が連携するうえで留意すべき点を教育委員会として示したものである。

（１）実施主体について

- ① 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する支援等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ② 不登校児童生徒に対する支援を行うことの目的が明確であり、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す取組がなされていること。
- ③ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

（２）支援の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・支援が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、支援の対象となる児童生徒が当該施設の支援体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑥ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されること。（児童生徒主体の支援。）

（３）支援スタッフについて

- ① 支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、問題行動等について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。また、実施者は、支援スタッフの資質向上に努めること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、公認心理師や臨床心理士等の有資格者や心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による活動を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

(4) 施設・設備について

- ① 学習や支援等の活動を行うために必要な施設・設備を利用できる状況にあること。
- ② 利用施設・設備にあつては、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(5) 学校・教育委員会と民間施設等との関係について

- ① 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子、支援経過などの必要な事項について、学校へ定期的に情報提供が行われること。
- ② 学校と施設が相互に、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ③ 学校と児童生徒及び保護者が良好な関係が築けるように努めること。
- ④ 出席扱い等について事前に保護者と確認し、学校と連携を図ること。
- ⑤ 学習の評価等については、民間施設等で実施した学習の成果を定期的に学校に報告するとともに、学校が準備した課題や定期テスト等の適切な教材に取り組み、その学習の成果や状況等を定期的かつ継続的に報告し、学校が把握することで成績に反映することができること。

※詳細については6ページ「民間施設等における学習活動の成果と評価について」参照。

- ⑥ 健康診断等については在籍する学校と連携して、受診できるように調整すること。

(6) 家庭との関係について

- ① 施設での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者側に対し面会や退所の自由が確保されていること。
- ③ 保護者が学校と定期的な面談等を実施し、児童生徒の様子を共有できるように保護者に対して積極的に促すこと。(学校から提出を求められた種類等は学校に提出するように促すこと。)

(7) その他

- ① オンライン等の民間施設(フリースクール)についても同様とする。ただし、出席扱いについては、活動内容や利用状況等を参考に学校長が判断する。
- ② 政治活動や宗教活動を主たる目的としていない。
- ③ 一人一台端末については、学習することを目的として、保護者が学校に申請することで持ち帰ることができる。自宅または民間施設等で使用する場合は、保護者や民間施設等の責任のもと使用する。(故障などの責任は保護者や民間施設が対応すること。)

※不登校児童生徒が学校外の公的機関等(フリースクール等)に通所して、相談・支援を受ける場合、通学定期乗車券制度の利用が認められ、一部の鉄道会社等で「実習用通学定期乗車券」の発売が適用される。(申請は学校を通じて行う。)

2 民間施設等における指導要録上の「出席扱い」について

【「出席扱い」と判断する主要要件】

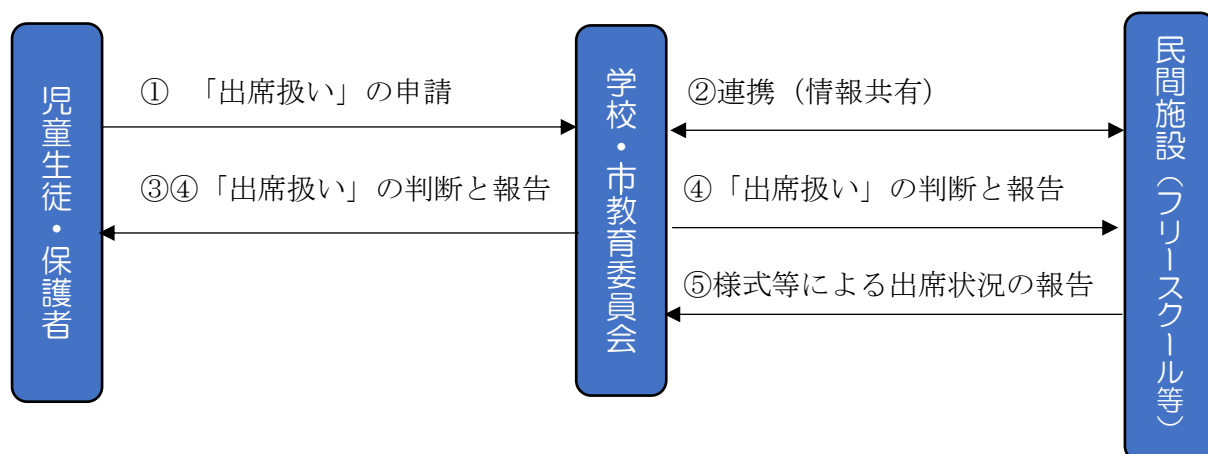
「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日文科科学省）参照。

- 国の義務教育制度を前提とした学習カリキュラムに基づいた学習プログラムによる支援を行っている。（オンライン等による通信制の場合も同様。）
- 不登校児童生徒の社会的自立をめざすことを目的とした活動（学習・体験活動等）を中心に相談・支援を行っている。
- 不登校児童生徒が自ら学校復帰等を希望した際に、円滑な対応が可能な施設である。
- 通所や家庭訪問等による対面支援を定期的・継続的に行っている。
- 学校・家庭・民間施設の間で十分な連携や協力関係を保たれている。

※ただし、不登校児童生徒に限らず、民間施設等での活動に参加することが不登校の未然防止につながるものも含む。

【「出席扱い」と判断するための流れ】

- ① 民間施設を利用している不登校児童生徒及び保護者から「出席扱い」に関する申請。
- ② 学校が（可能な範囲で）当該民間施設等を訪問（連絡）して、情報共有を行う。
※状況に応じて、教育委員会も訪問（連絡）して連携を図る。
- ③ 必要に応じて、校内で「出席扱い」に関する協議を行う。（学校長の判断で決定。）
※学校と教育委員会で情報共有を行う。（「長期欠席児童生徒状況報告書」による報告。）
- ④ 「出席扱い」の適否について保護者・民間施設に伝える。
- ⑤ 様式（教育相談指導学級様式）を参考に民間施設と出席状況について連携を図る。



3 民間施設等における学習活動の成果と評価について

【民間施設等の学習活動を学校の成績に反映させる判断について】

- 民間施設等における学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、社会的自立を支援する上で大きな役割を果たすと考えられる。
- 評価の指導要録へ記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童生徒指導・支援の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものである。

【民間施設等で実施した学習活動を学校の評価に反映できると判断するもの】

- 学校外の機関（自宅や民間施設等）で実施した学習活動が、当該校の教育課程や学習計画等と見合った内容になっているもの。（民間施設等が事前に学校の学習計画等を把握するなどの連携に努めていること。）
- 学習の評価等については、学校外の機関（自宅や民間施設等）で実施した学習の成果を定期的に学校に報告するとともに、学校が準備した課題や定期テスト等の適切な教材に取り組み、その学習の成果や状況等を定期的かつ継続的に報告し、学校が把握できているもの。
- 学校が保護者等を通じて、不登校児童生徒の学習状況を把握するとともに、不登校児童生徒本人との直接的な関わりを継続するため、訪問等による対面指導や ICT を活用したオンラインでの相談・指導等で、継続的・定期的に適切な関わりを維持しているもの。
- I C T等を活用した学習活動の成果についても、その学習内容が当該校の教育課程に照らして適切と判断されるもの。（オンライン等を活用した民間施設の場合。）

4 利用状況及び活動報告書（例）

令和7年度 施設名（

）

（ ）月

在籍学校名	クラス	児童生徒氏名	記入者名
	年 組		

日	曜	出欠	活動時間	日課	活 動 内 容
1	水	×			
2	木	×			
3	金	○	9:00-10:00	A	学習（算数・国語）に取り組んだ。
4	土				
5	日				
6	月	○	9:40-12:00	A	学習（算数）と体育（バドミントン）に取り組んだ
7	火	×		A	
8	水	×		A	
9	木	×		A	
10	金	○	9:40-12:00	A	道徳（私の気持ちを伝えよう）を行った
11	土				
12	日				
13	月	×		A	
14	火	×		B	
15	水	○	10:00-12:00	B	学級目標と個人目標を決めた
16	木	×		B	
17	金	○	10:00-12:00	B	友達とレクリエーション活動を行った
18	土				
19	日				
20	月	×		A	
21	火	×		A	
22	水	○	9:00-12:00	A	校外活動（買い物学習）
23	木	×		A	
24	金	○	9:40-12:00	A	農作業に取り組み、野菜の苗を植えた。
25	土				
26	日				
27	月	○	9:40-12:30	A	習字「目標」を書くことができた
28	火	×			
29	水	×			
30	木	○	9:40-12:00	A	校外活動のまとめ「新聞づくり」を行った

通級状況〔○印＝出席・×＝印欠席〕 通級日数（ 9 ）日

児童生徒の様子（行動所見）・連絡事項

（例）22日の校外活動（買い物学習）では他校の通級生と一緒に笑顔で行動することができた。

（例）本人と進路についての面談を行い、本人の意向を確認することができました。

5 小田原市が設置する教育支援センター（小田原市教育相談指導学級）

【施設名】		所在地	小田原市久野 195-1			
小田原市教育相談指導学級（しろやま教室）		電話	0465-46-6121			
		FAX	0465-46-6082			
HP	なし（小田原市 HP に記載あり）					
E-mail	なし					
設立（開校）	S61 年 10 月	指導・支援方針				
代表者 （責任者）	小田原市教育委員会教育指導課 （中村 由佳）	① 体験活動…調理実習、周辺散策、キャンプ等 ② スポーツ…卓球、バドミントン、ソフトバレーボール等 ③ レクリエーション…カードゲーム、ボードゲーム等 ④ 創作活動…習字、手芸、年度、ちぎり絵等 ⑤ 学習活動…自分で学習内容を決め、自分のペースで実施				
スタッフ	2 名					
対 象	幼・ <u>小・中</u> ・高					
時 間	9 時～14 時半					
定 員	なし					
費用等	入会金：なし	活動内容				
	授業料：なし	学習支援	体力向上	教育相談	校外活動	保護者会
	年会費：なし	○	○	○	○	○
	その他：活動費等は自己負担					
その他	「学校に行きたいけど、行けない」「登校しようとする」と体調が悪くなる」など 小田原市内の小中学生が学校に籍を置いたまま通級し、活動することができる学級です（在籍する学校等によって、しろやま教室かマロニエ教室かに分かります）					

【施設名】		所在地	小田原市中里 273-6			
小田原市教育相談指導学級（マロニエ教室）		電話	0465-45-1188			
		FAX	なし			
HP	なし（小田原市 HP に記載あり）					
E-mail	なし					
設立（開校）	H11 年 11 月	指導・支援方針				
代表者 （責任者）	小田原市教育委員会教育指導課 （中村 由佳）	① 体験活動…調理実習、周辺散策、キャンプ等 ② スポーツ…卓球、バドミントン、ソフトバレーボール等 ③ レクリエーション…カードゲーム、ボードゲーム等 ④ 創作活動…習字、手芸、年度、ちぎり絵等 ⑤ 学習活動…自分で学習内容を決め、自分のペースで実施				
スタッフ	2 名					
対 象	幼・ <u>小</u> ・ <u>中</u> ・高					
時 間	9 時～14 時半					
定 員	なし					
費用等	入会金：なし	活動内容				
	授業料：なし	学習支援	体力向上	教育相談	校外活動	保護者会
	年会費：なし	○	○	○	○	○
	その他：活動費等は自己負担					
その他	「学校に行きたいけど、行けない」「登校しようとする」と体調が悪くなる」など 小田原市内の小中学生が学校に籍を置いたまま通級し、活動することができる学級です（在籍する学校等によって、しろやま教室かマロニエ教室かに分かります）					

小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン

発行日：令和7年(2025年)9月1日

発行：小田原市教育委員会(教育指導課教育相談係)

住所：〒250-0055 神奈川県小田原市久野195-1

おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」

電話：0465-46-6034

Fax：0465-46-6082